

【別記1】

次に掲げる各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点の位置

- ア 山陽小野田市大字小野田本山岬南端
- イ 山陽小野田市本山岬南端から行橋市簗島頂上に至る線の中央点と点ウを結ぶ線と点アと大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から296度20分80mの点とを結ぶ線（以下「A線」という。）との交点
- ウ 宇部市丸尾崎突端から福岡県と大分県との最大高潮時海岸線における境界点に至る線と宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱から大分県宇佐市豊前長洲港導流堤燈台に至る線との交点
- エ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端と大分県宇佐市豊前長州港導流堤灯台とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村姫島三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点
- オ 山口県防府市向島タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村姫島観音埼突端とを結ぶ線と、点カと大分県国東市国見町竹田津琵琶埼突端とを結ぶ線との交点
- カ 防府市大字江泊竜ヶ崎突端

〈備考〉 漁業種類：小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）（大分県からの入漁）

【別記2】

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ルの各点を順次結んだ線、オ、ワの点を結んだ線及びカ、ヨ、タの点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた山口県海域

点の位置

- イ 山口県大島郡周防大島町瀬戸ヶ鼻
- ロ 山口県岩国市柱島新宮鼻と愛媛県松山市二神島水尻鼻とを結んだ線と同市怒和島アカズワ崎と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端とを結んだ線との交点
- ハ 愛媛県松山市二神島南西端と山口県大島郡周防大島町片島南東端とを結んだ線の中央点
- ニ 愛媛県大洲市青島南端と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線の中央点
- ホ へと愛媛県大洲市青島北端を結んだ線と同島西端を中心として半径5,000メートルの西方円周上との交点
- へ 山口県柳井市平郡島五十谷鼻から南へ5,000メートルの点
- ト 山口県熊毛郡上関町八島平根崎から南へ5,000メートルの点
- チ 山口県熊毛郡上関町ホウジロ島灯台から南へ5,000メートルの点
- リ ヌと愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬西端を結んだ線上、ヌから5,000メートルの点
- ヌ 山口県熊毛郡上関町祝島西端と大分県東国東郡姫島村柱ヶ岳鼻を結んだ線上祝島西端から5,000メートルの点
- ル 山口県下松市笠戸島火振岬南端
- オ 山口県下松市笠戸島モ埼

- ワ 山口県光市杵崎
- カ 山口県熊毛郡上関町大字室津千葉崎
- ヨ 山口県大島郡周防大島町下荷内島南端
- タ 山口県大島郡周防大島町大字戸田法師崎

〈備考〉 漁業種類：小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）（愛媛県からの入漁）

【別記3】

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ルの各点を順次結んだ線、オ、ワの点を結んだ線及びカ、ヨ、タの点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた山口県海域のうち、別紙1に掲げる区域及び共第141号の区域を除いた区域

点の位置

- イ 山口県大島郡周防大島町瀬戸ヶ鼻
- ロ 山口県岩国市柱島新宮鼻と愛媛県松山市二神島水尻鼻とを結んだ線と同市怒和島アズワ崎と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端とを結んだ線との交点
- ハ 愛媛県松山市二神島南西端と山口県大島郡周防大島町片島南東端とを結んだ線の中央点
- ニ 愛媛県大洲市青島南端と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線の中央点
- ホ へと愛媛県大洲市長浜町青島北端を結んだ線と同島西端を中心として半径5,000メートルの西方円周上との交点
- へ 山口県柳井市平郡島五十谷鼻から真方位南へ5,000メートルの点
- ト 山口県熊毛郡上関町八島平根崎から真方位南へ5,000メートルの点
- チ 山口県熊毛郡上関町ホウジロ島灯台から真方位南へ5,000メートルの点
- リ ヌと愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬西端を結んだ線上、ヌから5,000メートルの点
- ヌ 山口県熊毛郡上関町祝島西端と大分県東国東郡姫島村柱ヶ岳鼻を結んだ線上祝島西端から5,000メートルの点
- ル 山口県下松市笠戸島火振岬南端
- オ 山口県下松市笠戸島モ埼
- ワ 山口県光市杵崎
- カ 山口県熊毛郡上関町大字室津千葉崎
- ヨ 山口県大島郡周防大島町下荷内島南端
- タ 山口県大島郡周防大島町大字戸田法師崎

別紙1

次の点A、1、2、3、4、5、6、M、7、8、Nを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- 基点 A 光市大字浅江周南流下域下水道浄化センター埋立地南西端から護岸沿いに東へ89.5メートルの点に設置した標柱
- B 光市大字牛島南端

- C 防府市大字野島翁多鼻南端
- D 熊毛郡上関町大字祝島北東端
- E 下松市笠戸島火振崎南西端
- F 熊毛郡平生町大字佐合島北端
- G 光市大字牛島尾島平岩
- H 光市大字室積村楫取崎南端
- I 光市大字牛島尾島東端
- J 熊毛郡上関町大字八島平根崎燈台基部
- K 熊毛郡上関町祝島南西端
- L 熊毛郡上関町大字ハウジロ島ハウジロ燈台基部
- M 柳井市平郡ハンドウ島西端
- N 熊毛郡上関町と柳井市との最大高潮時海岸線における境界点
- O 柳井市平郡櫛崎南端
- P 熊毛郡上関町横島岩戸
- Q 柳井市平郡字下深野沢の池西側角
- R 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端

- 点
- 1 A から 199 度の線と B と C とを結んだ線との交点
 - 2 F から G を見通した線と D と E とを結んだ線との交点
 - 3 H から I を見通した線と J から K を見通した線との交点
 - 4 L から 180 度 3, 000 メートルの点
 - 5 J から 160 度 3, 000 メートルの点
 - 6 J から 115 度 4, 000 メートルの点
 - 7 O と P とを結んだ線の中央点
 - 8 M と N とを結んだ線と Q と R とを結んだ線との交点

〈備考〉 漁業種類：きす流刺し網（愛媛県からの入漁）

【別記 4】

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ルの各点を順次結んだ線、オ、ワの点を結んだ線及びカ、ヨ、タの点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた山口県海域点の位置

- イ 山口県大島郡周防大島町瀬戸ヶ鼻
- ロ 山口県岩国市柱島新宮鼻と愛媛県松山市二神島水尻鼻とを結んだ線と同市怒和島アカズワ崎と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端とを結んだ線との交点
- ハ 愛媛県松山市二神島南西端と山口県大島郡周防大島町片島南東端とを結んだ線の中央点
- ニ 愛媛県大洲市青島南端と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線の中央点
- ホ へと愛媛県大洲市青島北端を結んだ線と同島西端を中心として半径 5, 000 メートルの西方円周上との交点
- へ 山口県柳井市平郡島五十谷鼻から南へ 5, 000 メートルの点

- ト 山口県熊毛郡上関町八島平根崎から南へ5, 000メートルの点
- チ 山口県熊毛郡上関町ハウジロ島灯台から南へ5, 000メートルの点
- リ ヌと愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬西端を結んだ線上、ヌから5, 000メートルの点
- ヌ 山口県熊毛郡上関町祝島西端と大分県東国東郡姫島村柱ヶ岳鼻を結んだ線上祝島西端から5, 000メートルの点
- ル 山口県下松市笠戸島火振岬南端
- オ 山口県下松市笠戸島モ埼
- ワ 山口県光市杵崎
- カ 山口県熊毛郡上関町大字室津千葉崎
- ヨ 山口県大島郡周防大島町下荷内島南端
- タ 山口県大島郡周防大島町大字戸田法師崎

〈備考〉 漁業種類：たい・はも・あなご・ふぐはえ縄（愛媛県からの入漁）

【別記5】

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「1の区域」という。）、ホ、へ、カ、ホの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「2-1の区域」という。）、へ、ト、ワ、ヲ、カ、への各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「2-2の区域」という。）及びト、チ、リ、ヌ、ル、ワ、トの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「3の区域」という。）

イ 下関市満珠島東端と北九州市門司区部埼灯台とを結んだ線（以下「A線」という。）と、下関市長府宮崎町串崎東端と山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒）とを結んだ線（以下「B線」という。）との交点

ロ A線の中央点

ハ 下関市大字形山青山頂上から同市満珠島灯台を見通した線（以下「C線」という。）と、山陽小野田市町大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒）と北九州市門司区部埼灯台とを結んだ線の中央点（以下「D点」という。）とロを結んだ線との交点

ニ B線とC線との交点

ホ C線とD点とへとを結んだ線との交点

へ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端と北九州市門司区網の鼻突端とを結んだ線の中央点

ト 山陽小野田市大字小野田本山岬南端と福岡県行橋市蓑島頂上とを結んだ線の中央点

チ リから182度8, 200メートルの点

リ 下関南東水道第4号灯浮標

ヌ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から199度（真方位）5, 300メートルの点

ル 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から198度（真方位）4, 500メートルの点

ヲ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から267度（真方位）4, 800メートルの点

ワ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端とトを結んだ線と、ルとヲを結んだ線との交点

カ ホとヲとを結んだ線とへと中国電力新小野田発電所煙突を結んだ線との交点

〈備考〉 漁業種類：いか巣網（福岡県柄杓田からの入漁）

【別記6】

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「1の区域」という。）、ホ、へ、ト、ワ、ヲ、ホの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「2の区域」という。）及びト、チ、リ、ヌ、ル、ワ、トの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「3の区域」という。）

イ 下関市満珠島東端と北九州市門司区部埼灯台とを結んだ線（以下「A線」という。）と、下関市長府宮崎町串崎東端と山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒）とを結んだ線（以下「B線」という。）との交点

ロ A線の中央点

ハ 下関市大字形山青山頂上から同市満珠島灯台を見通した線（以下「C線」という。）と、山陽小野田市町大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒）と北九州市門司区部埼灯台とを結んだ線の中央点（以下「D点」という。）とロを結んだ線との交点

ニ B線とC線との交点

ホ C線とD点とへとを結んだ線との交点

へ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端と北九州市門司区網の鼻突端とを結んだ線の中央点

ト 山陽小野田市大字小野田本山岬南端と福岡県行橋市蓑島頂上とを結んだ線の中央点

チ リから182度8、200メートルの点

リ 下関南東水道第4号灯浮標

ヌ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から199度（真方位）5、300メートルの点

ル 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から198度（真方位）4、500メートルの点

ヲ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から267度（真方位）4、800メートルの点

ワ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端とトを結んだ線と、ルとヲを結んだ線との交点

〈備考〉 漁業種類：いか巣網（福岡県柄杓田以外からの入漁）

【別記7】

次に掲げる各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
点の位置

ア 下関市火の山下潮流信号所

イ アから北九州市門司区門司埼灯台に至る線の中央点

ウ 下関市串崎突端から173度1、530メートルの点

エ 下関市満珠島灯台から北九州市門司区部埼灯台に至る線の中央点

オ 山陽小野田市旧宮崎鼻南端（北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒）から北九州市門司区部埼灯台に至る線の中央点

カ 山陽小野田市本山岬南端から北九州市門司区網の鼻突端に至る線の中央点

キ 山陽小野田市本山岬南端から行橋市蓑島頂上に至る線の中央点（北緯33度30分12秒、東経131度5分57秒）

ク 宇部市丸尾崎突端から福岡県と大分県との最大高潮時海岸線における境界点（以下「A点」

という。)に至る線と宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱から大分県宇佐市豊前長洲港導流堤灯台に至る線との交点とキとを結ぶ線と、A点から6度15分の線と行橋市箕島頂上から大分県豊後高田市長崎鼻突端に至る線との交点(北緯33度43分15秒、東経131度12分11秒)からケに至る線との交点(北緯33度49分56秒、東経131度14分8秒)

ケ 宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱

〈備考〉 漁業種類：小型機船底びき網手繰第二種(えびこぎ網)(福岡県からの入漁)

【別記8】

次のA、イ、ロ、B、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、I'、ソ、L'、M'、N'、O'の各点を順次結んだ線(M'とN'とを結ぶ線は、小瀬川の中央線とする。)、P'とQ'とを結んだ線、R'とS'とを結んだ線、T'とU'とを結んだ線及びV'とW'とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次のX'、ツ、ネ、Y'の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。)

基点 A 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点

B 柳井市ハンドウ島西端

C 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端

D 柳井市平郡島蛇の池西側角

E 熊毛郡上関町横島南端

F 柳井市平郡島櫛崎南端

G 柳井市掛津島松節鼻東端

H 柳井市平郡島盛鼻北東端

I 熊毛郡上関町八島南端

J 大島郡周防大島町小水無瀬島西泊り乱れ岩頂上

K 大島郡周防大島町沖家室島西端

L 愛媛県大洲市青島南西端

M 大島郡周防大島町上荷内島南端

N 大島郡周防大島町沖家室島南端

O 大島郡周防大島町大字戸田大波崎南端

P 大島郡周防大島町立島南西端

Q 大島郡周防大島町小水無瀬島こぶ岩頂上

R 大島郡周防大島町沖家室島石の上鼻南東端

S 大島郡周防大島町センガイ瀬灯標

T 大島郡周防大島町笹島東端

U 大島郡周防大島町大水無瀬島洲首鼻東端

V 愛媛県松山市由利島西端

W 大島郡周防大島町片島トックリ鼻南東端

X 大島郡周防大島町大字油宇大鼻南端

Y 大島郡周防大島町大字地家室牛ヶ首南東端

Z 大島郡周防大島町片島トックリ鼻南端

A' 愛媛県松山市二神島南西端

B' 愛媛県松山市怒和島アカヅワ崎西端

C' 岩国市柱島新宮鼻東端

D' 愛媛県松山市二神島クヅレ岩鼻北西端

E' 大島郡周防大島町大字伊保田松ヶ鼻北東端

F' 広島県呉市倉橋町鹿島宮の口鼻北西端

G' 広島県大竹市安芸白石灯標

H' 愛媛県松山市竹の子島頂上

I' 岩国市由宇町甲島頂上

J' 広島県呉市倉橋町鹿島宮の口鼻南端

K' 広島県大竹市玖波356高地

L' 広島県と山口県との小瀬川河口における境界第2標石

M' 広島県と山口県との小瀬川河口における境界第1標石

- N' 玖珂郡和木町大和橋の中央点
 O' 玖珂郡和木町大和橋の右岸下流端
 P' 柳井市伊保庄旧旭橋右岸下流端
 Q' 柳井市南浜3丁目旧旭橋左岸下流端
 R' 岩国市由宇町由宇川山陽本線鉄橋右岸下流端
 S' 岩国市由宇町由宇川山陽本線鉄橋左岸下流端
 T' 岩国市門前川堰堤右岸下流端に設置した標識
 U' 岩国市門前川堰堤左岸下流端に設置した標識
 V' 岩国市今津川堰堤右岸下流端に設置した標識
 W' 岩国市今津川堰堤左岸下流端に設置した標識
 X' 柳井市阿月鍋割鼻に設置した標識
 Y' 柳井市阿月池の浦水窪東端
 点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点
 ロ EとFとを結んだ線の中央点
 ハ GからHを見通した線とIとJとを結んだ線との交点
 ニ GとLとを結んだ線とHとKとを結んだ線との交点
 ホ OとJとを結んだ線とMとNとを結んだ線との交点
 ヘ MとNとを結んだ線とPとQとを結んだ線との交点
 ト PとQとを結んだ線とRからSを見通した線との交点
 チ GとLとを結んだ線とIとJとを結んだ線との交点
 リ GとLとを結んだ線とTからUを見通した線との交点
 ヌ RとVとを結んだ線とJとWとを結んだ線との交点
 ル RとVとを結んだ線とUとXとを結んだ線との交点
 ヲ UとXとを結んだ線とYとZとを結んだ線との交点
 ワ WとA'とを結んだ線の中央点
 カ JとB'とを結んだ線とC'とD'とを結んだ線との交点
 ヲ C'とD'とを結んだ線とE'とF'とを結んだ線との交点
 タ E'とF'とを結んだ線とG'とH'とを結んだ線との交点
 レ G'とH'とを結んだ線とI'とJ'とを結んだ線との交点
 ソ I'とK'とを結んだ線とM'からL'を見通した線との交点
 ツ X'から90度80メートルの点
 ネ Y'から90度80メートルの点

〈備考〉 共第 137 号共同漁業権区域